

## 基幹統計の作成方法の変更に関する通知の受理について

令和元年5月24日  
総務省政策統括官(統計基準担当)

標記について、統計法（平成19年法律第53号）第26条第1項後段の規定に基づき、別添のとおり総務大臣、内閣総理大臣、金融庁長官、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣から産業連関表の作成方法の変更に係る通知がありました（令和元年5月13日受理）。



別 添

総統調第 28 号  
総政審第 134 号  
平成 31 年 4 月 26 日

総務大臣 殿

総務大臣



基幹統計の作成方法の変更について (通知)

下記統計の作成方法の変更について、統計法（平成19年法律第53号）第26条第1項後段の規定に基づき、別紙のとおり、通知します。

記

産業連関表



主管部課	総務省統計局統計調査部調査企画課 総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室
事務担当者	高橋 伸一 電話 03(5373)2024 e-mail : r-renkan@soumu. go. jp 森本 聡 電話 03(5273)1088 e-mail : ioclass@soumu. go. jp

府経研 3 4 5 号  
平成 31 年 4 月 26 日

総務大臣 殿

内閣総理大臣臨時代理  
国务大臣 菅 義偉



基幹統計の作成方法の変更について（通知）

下記統計の作成方法の変更について、統計法（平成19年法律第53号）第26条第1項後段の規定に基づき、別紙のとおり、通知します。

記

産業連関表

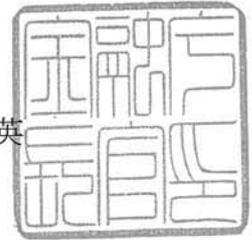


主管部課	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部 企画調査課
事務担当者	中村 大輔 電話 03 (6257) 1641 e-mail <a href="mailto:daisuke.nakamura.b6t@cao.go.jp">daisuke.nakamura.b6t@cao.go.jp</a>

金企市第 543 号  
平成 31 年 4 月 26 日

総務大臣 殿

金融庁長官 遠藤 俊 英



基幹統計の作成方法の変更について (通知)

下記統計の作成方法の変更について、統計法（平成19年法律第53号）第26条第1項後段の規定に基づき、別紙のとおり、通知します。

記

産業連関表

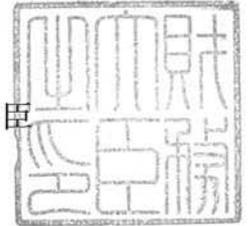


主管部課	金融庁企画市場局総務課調査室
事務担当者	川本 智美      電話:03 (3506) 6000 (内 3647) e-mail:satomi.kawamoto@fsa.go.jp

財 総 第 46 号  
平成 31 年 4 月 26 日

総 務 大 臣 殿

財 務 大 臣



基幹統計の作成方法の変更について（通知）

下記統計の作成方法の変更について、統計法（平成19年法律第53号）第26条第1項後段の規定に基づき、別紙のとおり、通知します。

記

産業連関表



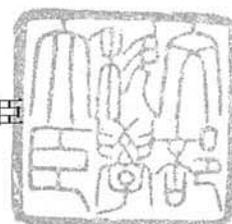
主管部課	大臣官房総合政策課
事務担当者	生田 和考 電話 03 (3581) 4111 内線 2223 e-mail kazutaka.ikuta@mof.go.jp



31 文科教第 101 号  
平成 31 年 4 月 26 日

総務大臣 殿

文部科学大臣



基幹統計の作成方法の変更について（通知）

下記統計の作成方法の変更について、統計法（平成19年法律第53号）第26条第1項後段の規定に基づき、別紙のとおり、通知します。

記

産業連関表

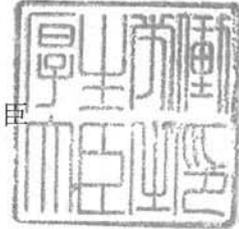


主管部課	文部科学省総合教育政策局調査企画課
事務担当者	宮脇 美穂 電話：03-5253-4111（内線 2266） e-mail：miyawaki@mext.go.jp

厚生労働省発政統 0424 第1号  
平成 31 年 4 月 26 日

総務大臣 殿

厚生労働大臣



基幹統計の作成方法の変更について（通知）

下記統計の作成方法の変更について、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 26 条第 1 項後段の規定に基づき、別紙のとおり、通知します。

記

産 業 連 関 表



主管部課	政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）付 参事官（企画調整担当）付 審査解析室
事務担当者	産業連関表係 國分 電話：03-5253-1111（内 7390） E-mail：kokubun-keiko.h05@mhlw.go.jp

31 統計第 153 号  
平成 31 年 4 月 26 日

総務大臣 殿

農 林 水 産 大 臣



基幹統計の作成方法の変更について (通知)

下記統計の作成方法の変更について、統計法（平成19年法律第53号）第26条第1項後段の規定に基づき、別紙のとおり、通知します。

記

産業連関表

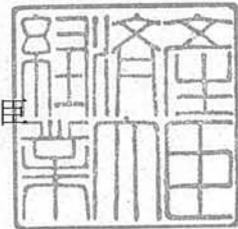


主管部課	農林水産省大臣官房統計部 統計企画管理官
事務担当者	中田 哲也 電話 03 (3502) 5631 e-mail : <a href="mailto:tetsuya_nakata580@maff.go.jp">tetsuya_nakata580@maff.go.jp</a>

20190418 統第3号  
平成31年4月26日

総務大臣 殿

経済産業大臣



基幹統計の作成方法の変更について（通知）

下記統計の作成方法の変更について、統計法（平成19年法律第53号）第26条第1項後段の規定に基づき、別紙のとおり、通知します。

記

産業連関表

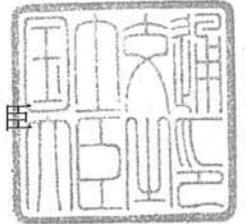


主管部課	経済産業省大臣官房 調査統計グループ調査分析支援室
事務担当者	高橋 透 電話 03 (3501) 6648 e-mail takahashi-tohru@meti.go.jp

国総情政第32号  
平成31年4月26日

総務大臣 殿

国土交通大臣



基幹統計の作成方法の変更について（通知）

下記統計の作成方法の変更について、統計法（平成19年法律第53号）第26条第1項後段の規定に基づき、別紙のとおり、通知します。

記

産業連関表

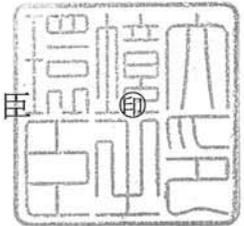


主管部課	総合政策局情報政策課 総合政策局情報政策課建設経済統計調査室
事務担当者	吉中 克 電話：03 (5253) 8340 e-mail : yoshinaka-m2iv@mlit.go.jp 加茂川 侑享 電話：03 (5253) 8342 e-mail : kamogawa-y2gu@mlit.go.jp

環境省 環境政策統括官  
環境省 環境政策統括官  
平成 31 年 4 月 26 日

総務大臣 殿

環境大臣



基幹統計の作成方法の変更について（通知）

下記統計の作成方法の変更について、統計法（平成19年法律第53号）第26条第1項後段の規定に基づき、別紙のとおり、通知します。

記

産業連関表

主管部課	環境省環境再生・資源循環局 廃棄物規制課、廃棄物適正処理推進課
事務担当者	唐崎 健太郎                      電話 03 (3581) 3351 e-mail <KENTARO_KARASAKI@env. go. jp> 矢野 広樹                          電話 03 (3581) 3351 e-mail <HIROKI_YANO@env. go. jp>



## 別紙

### 作成方法（変更）通知書

#### 1 統計の名称

産業連関表<sup>(注1)</sup>

(注1) 具体的には、「取引基本表」を指し、係数表及び付帯表は含まない。

#### 2 変更の内容

##### (1) 基幹統計を作成するために用いる情報

主要な変更部分については別添1のとおり。

##### (2) 基幹統計の作成に用いる情報の処理方法

主要な変更部分については別添2のとおり。

##### (3) 基幹統計の作成周期

主要な変更部分については別添3のとおり。

##### (4) 作成する基幹統計の具体的内容

主要な変更部分については別添4のとおり。

#### 3 変更の理由

産業連関表は、生産活動における産業相互の連関構造並びに生産活動と消費、投資、輸出等との関連及び生産活動と雇用者所得、営業余剰等との関連を明らかにすることを目的として、原則、西暦年の末尾が0又は5の年次を対象として5年ごとに作成している。

また、産業連関表を取り巻く状況のうち、特に重要なものとして以下の点が挙げられる。

- ① 産業連関表関係の諸課題が盛り込まれた平成26年の「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定）及び平成30年の「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定）の策定
- ② 産業連関表の部門分類の概念・定義等に関して整合性の確保を図る必要がある国民経済計算体系の2008年国際連合勧告や日本標準産業分類の平成25年改定
- ③ 「経済センサス - 活動調査」の調査時期の変更への対応（平成23年を対象年に実施した前回の同調査時期（平成24年2月）と比べ、平成27年を対象年に実施する今回の調査実施時期は4か月繰り下げ（平成28年6月）となる。）

これらの状況変化を踏まえつつ、作成対象年である平成27年における日本国内で行われた生産活動及び取引をよりの確に把握するため、作成方法の変更を行うこととした。

(新)

## (1) 国内生産額

推計分野	名称	作成機関・保有機関	作成周期・更新周期	
農林 漁業	作物統計	農林水産省	1年	
	牛乳乳製品統計	農林水産省	1年	
	木材統計	農林水産省	1年	
	農業物価統計調査	農林水産省	1年	
	生産農業所得統計	農林水産省	1年	
	生産林業所得統計	農林水産省	1年	
	漁業産出額	農林水産省	1年	
	鉱業	経済構造統計	総務省・経済産業省	5年
		経済産業省生産動態統計	経済産業省	毎月
		砕石等動態統計調査	経済産業省	四半期
		採石業者の業務の状況に関する報告書	経済産業省	1年
		砂利採取業務状況報告書	経済産業省・国土交通省	1年
	製造業	経済構造統計	総務省・経済産業省	5年
		薬事工業生産動態統計	厚生労働省	毎月
木材統計		農林水産省	1年	
畜産物流通調査		農林水産省	1年	
水産物流通調査		農林水産省	1年	
経済産業省生産動態統計		経済産業省	毎月	
造船機統計		国土交通省	毎月	
鉄道車両等生産動態統計		国土交通省	毎月	
建設	公共投資実績調査	内閣府	1年	
	建設工事統計	国土交通省	1年	
	建築着工統計	国土交通省	毎月	
	建設総合統計	国土交通省	毎月	
電力・ ガス・ 水道	国民経済計算	内閣府	1年	
	地方公営企業年鑑	総務省	1年	
	地方財政統計年報	総務省	1年	
	電力調査統計	経済産業省	毎月	
	ガス事業生産動態統計調査	経済産業省	毎月	
	電気事業便覧	電気事業連合会	1年	
	ガス事業便覧	(一社)日本ガス協会	1年	
月別販売熱量及び売上高調査表	(一社)日本熱供給事業協会	毎月		
商業	経済構造統計	総務省・経済産業省	5年	
金融・保険	資金循環統計	日本銀行	四半期	
	貸出先別貸出金	日本銀行	四半期	
	各金融会社決算書	各金融会社	四半期	
	各生命保険会社決算書	各生命保険会社	四半期	
	各損害保険会社決算書	各損害保険会社	四半期	
不動産	住宅・土地統計	総務省	5年	
	法人土地・建物基本統計	国土交通省	5年	
	建築着工統計	国土交通省	毎月	
運輸・郵便	経済構造統計	総務省・経済産業省	5年	
	自動車輸送統計	国土交通省	毎月	
	内航船舶輸送統計	国土交通省	毎月	
	鉄道輸送統計調査	国土交通省	1年	
	航空輸送統計調査	国土交通省	1年	
	日本郵政グループディスクロージャー誌	日本郵政グループ	1年	

(旧)

## (1) 国内生産額

推計分野	名称	作成機関・保有機関	作成周期・更新周期	
農林 水産業	作物統計	農林水産省	1年	
	牛乳乳製品統計	農林水産省	1年	
	漁業・養殖業生産統計年報	農林水産省	1年	
	畜産統計	農林水産省	1年	
	農業物価統計	農林水産省	1年	
	生産農業所得統計	農林水産省	1年	
	生産林業所得統計	農林水産省	1年	
	鉱業	経済センサス-活動調査	総務省・経済産業省	5年
		経済産業省生産動態統計調査	経済産業省	毎月
		砕石等動態統計調査	経済産業省	四半期
		採石業者の業務の状況に関する報告書	経済産業省	1年
		砂利採取業務状況報告書	経済産業省・国土交通省	1年
	製造業	経済センサス-活動調査	総務省・経済産業省	5年
		地方財政統計年報	総務省	1年
学校給食実施状況調査		文部科学省	1年	
子どもの学習費調査		文部科学省	2年	
薬事工業生産動態統計調査		厚生労働省	毎月	
畜産物流通統計		農林水産省	1年	
木材需給報告書		農林水産省	1年	
水産物流通調査		農林水産省	1年	
経済産業省生産動態統計調査		経済産業省	毎月	
造船機統計		国土交通省	毎月	
鉄道車両等生産動態統計	国土交通省	毎月		
建設	国有林野事業統計	農林水産省	1年	
	建設工事施工統計	国土交通省	1年	
	建築着工統計調査	国土交通省	毎月	
	建築物等実態調査	国土交通省	1年	
	海岸統計	国土交通省	1年	
	建設総合統計	国土交通省	1年	
電力・ ガス・ 水道	国民経済計算年報	内閣府	1年	
	地方公営企業年鑑	総務省	1年	
	地方財政統計年報	総務省	1年	
	電気事業便覧	電気事業連合会	1年	
	ガス事業便覧	日本ガス協会	1年	
	月別販売熱量及び売上高調査表	日本熱供給事業協会	毎月	
商業	経済センサス-活動調査	総務省・経済産業省	5年	
	総合農協統計表	農林水産省	1年	
	専門農協統計表	農林水産省	1年	
	農業協同組合連合会統計表	農林水産省	1年	
	中古車登録台数	日本自動車販売協会連合会	毎月	
金融・保険	資金循環統計	日本銀行	四半期	
	貸出先別貸出金	日本銀行	四半期	
	各金融会社決算書	各金融会社	四半期	
	各生命保険会社決算書	各生命保険会社	四半期	
	各損害保険会社決算書	各損害保険会社	四半期	
不動産	住宅・土地統計調査	総務省	5年	
	建築統計年報	国土交通省	1年	
運輸・郵便	経済センサス-活動調査	総務省・経済産業省	5年	
	自動車輸送統計	国土交通省	毎月	
	内航船舶輸送統計	国土交通省	毎月	
	鉄道輸送統計	国土交通省	1年	
	航空輸送統計	国土交通省	1年	
	日本郵政グループディスクロージャー誌	日本郵政グループ	1年	

推計分野	名称	作成機関・保有機関	作成周期・更新周期
内生部門（続き）	情報通信	経済構造統計	総務省・経済産業省 5年
		NHK年鑑	日本放送協会 1年
	公務	国民経済計算	内閣府 1年
		地方財政統計年報	総務省 1年
		各種（一般会計、特別会計）決算書	財務省 1年
	サービス	国勢統計	総務省 5年
		科学技術研究統計	総務省 1年
		経済構造統計	総務省・経済産業省 5年
		地方財政統計年報	総務省 1年
		学校基本統計	文部科学省 1年
		社会教育統計	文部科学省 3年
		地方教育費調査	文部科学省 1年
		学校給食実施状況等調査	文部科学省 1年
		子供の学習費調査	文部科学省 2年
		毎月勤労統計	厚生労働省 毎月
		国民医療費	厚生労働省 1年
		労働者派遣事業報告書の集計結果	厚生労働省 1年
特定サービス産業実態統計		経済産業省 1年	
今日の私学財政		日本私立学校振興・共済事業団 1年	
独立行政法人日本スポーツ振興センター決算報告書		(株)日本スポーツ振興センター 1年	
介護給付費の状況	(公社)国民健康保険中央会 毎月		
最終需要部門	国民経済計算	内閣府 1年	
	民間非営利団体実態調査	内閣府 1年	
	家計統計	総務省 毎月	
	地方財政統計年報	総務省 1年	
	貿易統計	財務省 毎月	
	各種（一般会計、特別会計）決算書	財務省 1年	
	国税庁統計年報書	財務省 年	
	国際収支統計	財務省・日本銀行 毎月	
	訪日外国人消費動向調査	国土交通省 四半期	
	旅行・観光消費動向調査	国土交通省 四半期	
粗付加価値部門	国民経済計算	内閣府 1年	
	民間非営利団体実態調査	内閣府 1年	
	国勢統計	総務省 5年	
	労働力統計	総務省 毎月	
	就業構造基本統計	総務省 5年	
	経済構造統計	総務省・経済産業省 5年	
	法人企業統計	財務省 1年	
	税務統計からみた法人企業の実態	財務省 1年	
	各種（一般会計、特別会計）決算書	財務省 1年	
	財政金融統計月報(国有財産特集)	財務省 1年	
	毎月勤労統計	厚生労働省 毎月	
	就労条件総合調査	厚生労働省 1年	
	補助金総覧	日本電算企画(株) 1年	

(注) 「経済構造統計(経済センサス-活動調査)」及び「貿易統計」については、公表数値を利用するほか、産業連関表を作成する対象年次のデータを、産業連関表の部門分類等に組み替え、その集計結果を利用する(経済構造統計(経済センサス-活動調査)については、投入額及び産出額の推計においても同様。貿易統計については、投入額の推計においても同様。)

推計分野	名称	作成機関・保有機関	作成周期・更新周期
内生部門（続き）	情報通信	経済センサス-活動調査	総務省・経済産業省 5年
		情報通信業基本調査	総務省・経済産業省 1年
		経済産業省企業活動基本調査	経済産業省 1年
		日本郵政グループディスコロジー誌	日本郵政グループ 1年
		NHK年鑑及び財務諸表	日本放送協会 1年
	公務	国民経済計算年報	内閣府 1年
		地方財政統計年報	総務省 1年
		各種（一般会計、特別会計）決算書	財務省 1年
	サービス	経済センサス-活動調査	総務省・経済産業省 5年
		国勢調査	総務省 5年
		科学技術研究調査	総務省 1年
		地方財政統計年報	総務省 1年
		学校基本調査	文部科学省 1年
		社会教育調査	文部科学省 3年
		地方教育費調査	文部科学省 1年
		今日の私学財政	文部科学省 1年
		毎月勤労統計調査	厚生労働省 毎月
		国民医療費	厚生労働省 1年
		労働者派遣事業報告	厚生労働省 1年
介護給付費の状況		国民健康保険中央会 毎月	
最終需要部門	国民経済計算年報	内閣府 1年	
	民間非営利団体実態調査	内閣府 1年	
	経済センサス-活動調査	総務省・経済産業省 5年	
	家計調査	総務省 毎月	
	地方財政統計年報	総務省 1年	
	各種（一般会計、特別会計）決算書	財務省 1年	
	貿易統計	財務省 毎月	
	国際収支統計	財務省・日本銀行 毎月	
	国税統計年報書	国税庁 年	
	工業統計調査	経済産業省 年	
	訪日外国人消費動向調査	国土交通省 四半期	
旅行・観光消費動向調査	国土交通省 四半期		
粗付加価値部門	国民経済計算年報	内閣府 1年	
	民間非営利団体実態調査	内閣府 1年	
	経済センサス-活動調査	総務省・経済産業省 5年	
	国勢調査	総務省 5年	
	労働力調査	総務省 毎月	
	就業構造基本調査	総務省 5年	
	補助金総覧	総務省 1年	
	法人企業統計調査	財務省 1年	
	税務統計からみた法人企業の実態	財務省 1年	
	各種（一般会計、特別会計）決算書	財務省 1年	
	財政金融統計月報(国有財産特集)	財務省 1年	
	毎月勤労統計調査	厚生労働省 毎月	

(注) 「経済センサス-活動調査」及び「貿易統計」については、公表数値を利用するほか、産業連関表を作成する対象年次のデータを、産業連関表の部門分類等に組み替え、その集計結果を利用する(経済センサス-活動調査については、投入額及び産出額の推計においても同様。貿易統計については、投入額の推計においても同様。)

(別添2) 基幹統計の作成に用いる情報の処理方法の主要な変更部分

	新	旧
第1 産業連関表の基本フレーム 5 産業連関表の表形式 (1) 統計表の種類	ア (略) <u>イ</u>	ア (略) <u>ウ</u>
第1 産業連関表の基本フレーム 5 産業連関表の表形式 (2) 輸入の扱いと表章形式	<p>輸入は、「<u>競争輸入型</u>」により表章する。  <u>「競争輸入型」</u>とは、国産品と輸入品とを区別せず一括して表章する方式をいう。</p> <p>なお、<u>全ての商品について</u>、各セルの金額の内数として輸入額を表章することとし、これにより、「非競争輸入型」(<u>全て</u>の商品について、国産品と輸入品とを別々に表章する方式)に組み替えることを可能とする。</p>	<p>輸入は、「<u>競争・非競争混合輸入型</u>」により表章する。「<u>競争・非競争混合輸入型</u>」とは、<u>原則として</u>、国産品と輸入品とを区別せず一括して表章する <u>一方で、小麦や大豆など一部の輸入品について別掲する</u> 方式をいう。</p> <p>なお、<u>輸入品を別掲しない商品について</u>も、各セルの金額の内数として輸入額を表章することとし、これにより、「非競争輸入型」(<u>すべて</u>の商品について、国産品と輸入品とを別々に表章する方式)に組み替えることを可能とする。</p>
第2 産業連関表の作成手順 図 産業連関表(取引基本表)の概念図	<u>農林漁業</u>	<u>農林水産業</u>
第2 産業連関表の作成手順 1 部門分類の設定 (1) 部門分類の原則	ア 行部門は、商品の販売先構成を表す部門であり、原則として商品分類により分類する。列部門は、生産活動ごとの費用構成を表すものであり、原則として「生産活動単位」、	ア 行部門は、商品の販売先構成を表す部門であり、原則として商品分類により分類する。列部門は、生産活動ごとの費用構成を表すものであり、原則として「生産活動単位」、

	いわゆるアクティビティ・ベース（注1）により分類する。  （略）	いわゆるアクティビティベース（注1）により分類する。  （略）
第2 産業連関表の作成手順 2 国内生産額の推計 (1) 概要	（略）  国内生産額の推計に用いる主な資料については、別添1(1)記載のとおりであるが、具体的には、約 <u>3,400</u> の細品目分類（注2）ごとに推計を行い、これを積み上げることにより、基本分類の国内生産額を推計する。	（略）  国内生産額の推計に用いる主な資料については、別添1(1)記載のとおりであるが、具体的には、約 <u>3,600</u> の細品目分類（注2）ごとに推計を行い、これを積み上げることにより、基本分類の国内生産額を推計する。
第2 産業連関表の作成手順 2 国内生産額の推計 (2) 主な部門種別ごとの国内生産額の考え方 イ 個別部門等における特記事項	⑤ <u>非市場生産者の活動</u>  <u>非市場生産者</u> が提供するサービスについては、無償又は著しくコストに見合わない価格で提供されることが多いことを踏まえ、原則として、必要な経費の総額をもって、国内生産額として扱う。	⑤ <u>非営利活動</u>  <u>政府や非営利団体</u> が提供するサービスについては、無償又は著しくコストに見合わない価格で提供されることが多いことを踏まえ、原則として、必要な経費の総額をもって、国内生産額として扱う。

(別添3) 基幹統計の作成周期の主要な変更部分

新	旧
西暦の末尾が0又は5の年を対象年次として作成することを原則とする。	西暦の末尾が0又は5の年を対象年次として作成することを原則とする。 <u>ただし、平成22年(2010年)を対象年次として作成すべき産業連関表については、重要な基礎資料となる経済センサス-活動調査が、平成23年(2011年)を対象に実施されたことに伴い、当該原則の例外として、平成23年(2011年)を対象年次として作成する。</u>

(別添4) 作成する基幹統計の具体的内容の主要な変更部分

新						旧					
部門分類の種類 (注2)	基本分類	統合小分類	統合中分類	統合大分類	ひな型	部門分類の種類 (注2)	基本分類	統合小分類	統合中分類	統合大分類	ひな型
統計表の種類 (注3)						統計表の種類 (注3)					
投入表 産出表	○	○				<u>公表</u> <u>の区分</u>			○	○	○
生産者価格評価表	○	○	○	○	○	<u>速報</u>	<u>生産者価格評価表</u>				
購入者価格評価表			○	○	○	<u>確報</u>	投入表 産出表	○	○		
							生産者価格評価表 購入者価格評価表			○	○



## 別紙

### 作成方法通知書

#### 1 統計の名称

産業連関表<sup>(注1)</sup>

(注1) 具体的には、「取引基本表」を指し、係数表及び付帯表は含まない。

#### 2 基幹統計を作成するために用いる情報

別添1「産業連関表を作成するために用いる主な資料」記載のとおり。

#### 3 基幹統計の作成に用いる情報の処理方法

別添2「産業連関表の作成概要」記載のとおり。

#### 4 基幹統計の作成周期

西暦の末尾が0又は5の年を対象年次として作成することを原則とする。

#### 5 作成する基幹統計の具体的内容

部門分類の種類 <sup>(注2)</sup> 統計表の種類 <sup>(注3)</sup>	基本分類	統合小分類	統合中分類	統合大分類	ひな型
投入表 産出表	○	○			
生産者価格評価表	○	○	○	○	○
購入者価格評価表			○	○	○

(注2) 部門分類の種類については、別添2の「第2 産業連関表の作成手順」1(2)記載のとおり。

(注3) 統計表の種類については、別添2の「第1 産業連関表の基本フレーム」5(1)記載のとおり。

## (1) 国内生産額

推計分野	名 称	作成機関・保有機関	作成周期・更新周期	
内生部門	農林 漁業	作物統計	農林水産省	1年
		牛乳乳製品統計	農林水産省	1年
		木材統計	農林水産省	1年
		農産物価統計調査	農林水産省	1年
		生産農業所得統計	農林水産省	1年
		生産林業所得統計	農林水産省	1年
		漁業産出額	農林水産省	1年
	鉱業	経済構造統計	総務省・経済産業省	5年
		経済産業省生産動態統計	経済産業省	毎月
		砕石等動態統計調査	経済産業省	四半期
		採石業者の業務の状況に関する報告書	経済産業省	1年
		砂利採取業務状況報告書	経済産業省・国土交通省	1年
	製造業	経済構造統計	総務省・経済産業省	5年
		薬事工業生産動態統計	厚生労働省	毎月
		木材統計	農林水産省	1年
		畜産物流通調査	農林水産省	1年
		水産物流通調査	農林水産省	1年
		経済産業省生産動態統計	経済産業省	毎月
		造船造機統計	国土交通省	毎月
		鉄道車両等生産動態統計	国土交通省	毎月
	建設	公共投資実績調査	内閣府	1年
		建設工事統計	国土交通省	1年
		建築着工統計	国土交通省	毎月
		建設総合統計	国土交通省	毎月
	電力・ ガス・ 水道	国民経済計算	内閣府	1年
		地方公営企業年鑑	総務省	1年
		地方財政統計年報	総務省	1年
		電力調査統計	経済産業省	毎月
		ガス事業生産動態統計調査	経済産業省	毎月
		電気事業便覧	電気事業連合会	1年
		ガス事業便覧	(一社)日本ガス協会	1年
		月別販売熱量及び売上高調査表	(一社)日本熱供給事業協会	毎月
商業	経済構造統計	総務省・経済産業省	5年	
金融・保険	資金循環統計	日本銀行	四半期	
	貸出先別貸出金	日本銀行	四半期	
	各金融会社決算書	各金融会社	四半期	
	各生命保険会社決算書	各生命保険会社	四半期	
	各損害保険会社決算書	各損害保険会社	四半期	
不動産	住宅・土地統計	総務省	5年	
	法人土地・建物基本統計	国土交通省	5年	
	建築着工統計	国土交通省	毎月	

推計分野	名 称	作成機関・保有機関	作成周期・更新周期	
内生部門 (続き)	運輸・郵便	経済構造統計	総務省・経済産業省	5年
		自動車輸送統計	国土交通省	毎月
		内航船舶輸送統計	国土交通省	毎月
		鉄道輸送統計調査	国土交通省	1年
		航空輸送統計調査	国土交通省	1年
		日本郵政グループディスクロージャー誌	日本郵政グループ	1年
	情報通信	経済構造統計	総務省・経済産業省	5年
		NHK年鑑	日本放送協会	1年
	公務	国民経済計算	内閣府	1年
		地方財政統計年報	総務省	1年
		各種(一般会計、特別会計)決算書	財務省	1年
	サービス	国勢統計	総務省	5年
		科学技術研究統計	総務省	1年
		経済構造統計	総務省・経済産業省	5年
		地方財政統計年報	総務省	1年
		学校基本統計	文部科学省	1年
		社会教育統計	文部科学省	3年
		地方教育費調査	文部科学省	1年
		学校給食実施状況等調査	文部科学省	1年
		子供の学習費調査	文部科学省	2年
		毎月勤労統計	厚生労働省	毎月
		国民医療費	厚生労働省	1年
		労働者派遣事業報告書の集計結果	厚生労働省	1年
		特定サービス産業実態統計	経済産業省	1年
		今日の私学財政	日本私立学校振興・共済事業団	1年
		独立行政法人日本スポーツ振興センター決算報告書	(独)日本スポーツ振興センター	1年
		介護給付費の状況	(公社)国民健康保険中央会	毎月
最終需要部門	国民経済計算	内閣府	1年	
	民間非営利団体実態調査	内閣府	1年	
	家計統計	総務省	毎月	
	地方財政統計年報	総務省	1年	
	貿易統計	財務省	毎月	
	各種(一般会計、特別会計)決算書	財務省	1年	
	国税庁統計年報書	財務省	年	
	国際収支統計	財務省・日本銀行	毎月	
	訪日外国人消費動向調査	国土交通省	四半期	
	旅行・観光消費動向調査	国土交通省	四半期	

推計分野	名 称	作成機関・保有機関	作成周期・更新周期
粗 付 加 価 値 部 門	国民経済計算	内閣府	1年
	民間非営利団体実態調査	内閣府	1年
	国勢統計	総務省	5年
	労働力統計	総務省	毎月
	就業構造基本統計	総務省	5年
	経済構造統計	総務省・経済産業省	5年
	法人企業統計	財務省	1年
	税務統計からみた法人企業の実態	財務省	1年
	各種(一般会計、特別会計)決算書	財務省	1年
	財政金融統計月報(国有財産特集)	財務省	1年
	毎月勤労統計	厚生労働省	毎月
	就労条件総合調査	厚生労働省	1年
	補助金総覧	日本電算企画(株)	1年

(注) 「経済構造統計(経済センサス-活動調査)」及び「貿易統計」については、公表数値を利用するほか、産業連関表を作成する対象年次のデータを、産業連関表の部門分類等に組み替え、その集計結果を利用する(経済構造統計(経済センサス-活動調査))については、投入額及び産出額の推計においても同様。貿易統計については、投入額の推計においても同様。)

## 別添2 産業連関表の作成概要

### 第1 産業連関表の基本フレーム

#### 1 対象期間

対象年次の1月から12月までの1年間を対象とする。

#### 2 地域的範囲

「国内概念」を原則とする。

具体的には、日本国の領土に日本国の在外公館等を加えたものから、日本国の領土内に所在する外国政府の公館及び軍隊等を除いたものを「国内」として取り扱う。

#### 3 記録の時点

「発生主義」を原則とする。

具体的には、生産活動及び取引が実際に発生した時点で記録することとし、当該時点が前記1の期間内のものを対象とする。

#### 4 生産活動及び取引の評価

生産活動及び取引の大きさは、「金額」で評価する。

#### 5 産業連関表の表形式

##### (1) 統計表の種類

ア 生産者価格評価表と購入者価格評価表の両方を作成する。

生産者価格評価表とは、産業連関表の各セル（産業連関表の各マス目のこと。以下同じ。）を、財・サービス（以下「商品」という。）の生産者段階の金額（生産者価格）で表章した表をいう。

購入者価格評価表とは、産業連関表の各セルを、商品の購入者段階の金額（購入者価格）で表章した表をいう。購入者価格とは、生産者価格に、生産者から購入者に流通するまでの過程で付加された商業マージン及び国内貨物運賃を加えたものをいう。

なお、生産者価格評価表では、商業マージン及び国内貨物運賃を、各列部門と、行部門の商業部門又は運輸部門との交点のセルに計上する。

イ 生産者価格評価表及び購入者価格評価表は、共に投入額及び産出額の行列形式で表章した表であるが、基本分類及び統合小分類にあつては、統計表の利便性を考慮して、投入額及び産出額の行列形式ではなく、投入額（列部門の計数）のみで構成する「投入表」と、産出額（行部門の計数）のみで構成する「産出表」に分けて作成するとともに、それぞれの表において、生産者価格、商業マージン、国内貨物運賃及び購入者価格を表章することにより、生産者価格評価表及び購入者価格評価表の両方のデータが読み取れる表とする。

##### (2) 輸入の扱いと表章形式

輸入は、「競争輸入型」により表章する。「競争輸入型」とは、国産品と輸入品とを区別せず一括して表章する方式をいう。

なお、全ての商品について、各セルの金額の内数として輸入額を表章することとし、これにより、

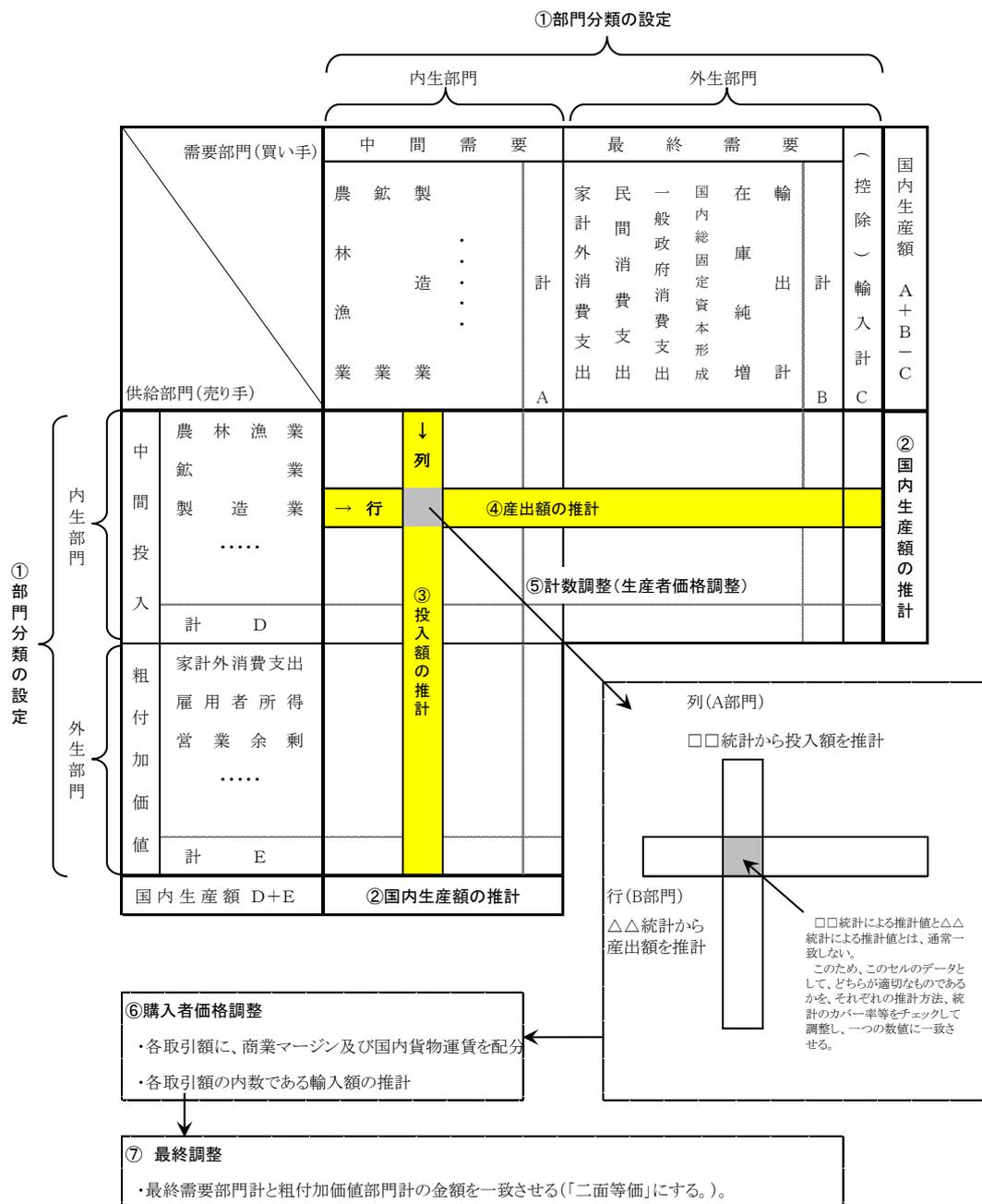
「非競争輸入型」（全ての商品について、国産品と輸入品とを別々に表章する方式）に組み替えることを可能とする。

## 第2 産業連関表の作成手順

産業連関表は、以下の①～⑦に示す手順により作成する（産業連関表の概念図は下図のとおり。）。

- ① 部門分類の設定
- ② 国内生産額の推計
- ③ 投入額の推計
- ④ 産出額の推計
- ⑤ 生産者価格調整
- ⑥ 購入者価格調整
- ⑦ 最終調整

図 産業連関表（取引基本表）の概念図



## 1 部門分類の設定

産業連関表作成の基礎資料となる各種統計は、それぞれ異なった分類により作成されていることが多い。これらを、産業連関表という一つの統計表に記録するため、統一的な考え方にに基づき、部門分類を設定する。

### (1) 部門分類の原則

ア 行部門は、商品の販売先構成を表す部門であり、原則として商品分類により分類する。列部門は、生産活動ごとの費用構成を表すものであり、原則として「生産活動単位」、いわゆるアクティビティ・ベース<sup>(注1)</sup>により分類する。

(注1) 一つの商品が一つのアクティビティに対応する部門については、列部門についても商品分類となっている。

イ 部門分類の設定は、次に掲げる基準を総合的に勘案して行う。

- (ア) 投入構造の類似性
- (イ) 産出構造の類似性
- (ロ) 国内生産額又は総需要額の大きさ
- (エ) 日本標準産業分類及び国際標準産業分類との整合性
- (オ) 93SNA及び08SNAへの対応に関する検討状況
- (カ) 細品目分類での単価の類似性
- (キ) 時系列性
- (ク) 推計基礎資料の整備状況

### (2) 部門分類の種類

産業連関表の表章上、最も詳細な部門分類を「基本分類」とし、基本分類を統合した部門分類として「統合分類」を設ける。

統合分類については、基本分類の統合の程度に応じて、部門分類の細かいものから順に、「統合小分類」、「統合中分類」及び「統合大分類」を設ける。また、産業連関表の概要説明用として、統合大分類に係る内生部門の部門分類を更に統合した「ひな型」を設ける。

後記2以降に記載する推計及び調整作業は、原則として、基本分類により行う。

産業連関表で用いる部門分類の具体的な構成及び詳細については、産業連関表の作成の都度、推計作業に先立って取りまとめる「産業連関表作成基本要綱」の部門分類に関する一覧及び部門別の概念・定義・範囲で定める。

## 2 国内生産額の推計

### (1) 概要

国内生産額とは、部門ごとの1年間の生産及び取引の総額であり、産業連関表の右端（行部門の国内生産額）及び下端（列部門の国内生産額）の金額として表章されるものである。

部門別の国内生産額は、産業連関表の推計作業を行うに当たり、まず初めに推計する計数であり、投入額及び産出額は、この国内生産額を確定させた上で、その内訳として推計する。このように、国内生産額は、産業連関表の行部門及び列部門双方の「制御値」として極めて重要なものであり、このような位置付けから、コントロール・トータルズ (control totals)、略して「CT」と呼ばれることが多い。

国内生産額の推計に用いる主な資料については、別添1(1)記載のとおりであるが、具体的には、

約 3,400 の細品目分類<sup>(注2)</sup> ごとに推計を行い、これを積み上げることにより、基本分類の国内生産額を推計する。

(注2) 細品目分類とは、各基本分類に係る国内生産額を推計する作業上の分類として設けるものであり、基本分類よりも更に詳細な分類となっている。

## (2) 主な部門種別ごとの国内生産額の考え方

### ア 一般的な考え方

#### ① 財

財については、原則として、細品目分類ごとに「生産数量×単価」の形で国内生産額を推計する。その際、製造業の製品については、いわゆる工場出荷価格を単価とする。

#### ② サービス

サービスについては、数量単位を持たないものが多いため、細品目分類ごとの国内生産額を直接推計する。その際、基本的には、サービスの提供を受ける者が負担する価格で評価する。なお、サービスは、生産者から最終消費者に直接提供され、商業マージン及び国内貨物運賃が発生しない場合が多いことから、サービス関係の多くの部門については、生産者価格と購入者価格は等しくなる。

### イ 個別部門等における特記事項

#### ① 商業

商業の国内生産額は、「販売額－売上原価」により求められる商業マージン額を基本とする。このほか、通常の流れ経費とは別に把握される中古品の取引マージンなどの「コスト商業」を含む。

#### ② 金融 (F I S I M)<sup>(注3)</sup>

金融 (F I S I M) の国内生産額は、次の式により推計する。

[国内生産額 = 借り手側 F I S I M + 貸し手側 F I S I M]

- ・借り手側 F I S I M = 貸出残高総額 × (運用利率 - 参照利率)
- ・貸し手側 F I S I M = 預金残高総額 × (参照利率 - 調達利率)
- ・運用利率 = 貸出金受取利息総額 / 貸出残高総額
- ・参照利率 = 参照利率算出用利息総額 / 参照利率算出用残高総額
- ・調達利率 = 預金支払利息総額 / 預金残高総額

(注3) F I S I Mとは、「間接的に計測される金融仲介サービス」(financial intermediation services indirectly measured) の略で、93SNAにおいて、その導入が提唱されたものである。

#### ③ 生命保険及び損害保険

生命保険及び損害保険の国内生産額は、次の式により推計する。

[国内生産額 = (受取保険料 + 資産運用益) - (支払保険金 + 準備金純増)]

#### ④ 帰属家賃

持家、給与住宅及び寮等、賃貸住宅以外の住宅の居住に係るサービスを擬制的に計上する帰属家賃については、市中の粗賃賃料で評価する。

#### ⑤ 非市場生産者の活動

非市場生産者が提供するサービスについては、無償又は著しくコストに見合わない価格で提供されることが多いことを踏まえ、原則として、必要な経費の総額をもって、国内生産額

として扱う。

⑥ 中古品

中古品の価額自体は、国内生産額に計上せず、取引マージンのみを商業部門に計上する。

⑦ 半製品・仕掛品の在庫増減

原則として、年初と年末の平均価格によって評価する。

⑧ 間接税

間接税のうち、財の生産段階で課される税は、直接の納税者である生産部門の国内生産額に含める一方、流通段階で課される税は、商業部門の国内生産額に含む（ただし、軽油引取税については、同一工程で生産される他の石油製品との関係を考慮し、特にこれを生産段階での課税として処理する。）ことを原則とする。ただし、消費税については、実際の取引額を的確に表章するために、個々の価格評価に含む。また、納税額は、間接税部門に計上する。

⑨ 土地の取引

土地取得の費用は計上せず、仲介手数料及び造成・改良費のみを該当部門の国内生産額に計上する。

### 3 投入額の推計

#### (1) 概要

投入額とは、列部門（産業連関表のタテ）の内訳額として表章されるものであり、各アクティビティの生産活動が、どのような費用構成及び付加価値構成により行われたものであるのかを示すものである。

投入額の推計に用いる主な資料については、別添1(2)記載のとおりであるが、推計作業のおおまかな手順としては、①経済センサス - 活動調査など一次統計の組替集計結果等を利用して、中間投入計、粗付加価値計などの大枠を推計した上で、②経営費用に関する既存の統計調査結果や投入構造を把握するために行った産業連関構造調査の結果、財務諸表、関係団体への聴き取り調査の結果などを利用して、各部門（中間投入及び粗付加価値の各部門）の金額を推計する。

#### (2) 投入額の生産者価格への変換

投入額は、生産活動を行うに当たっての費用の支出・負担状況を示すものであり、推計の初期段階においては、主に、商品の購入者に対して行われた調査結果等を用いるが、これらデータは、原材料の生産者から購入者に流通するまでの過程で付加された商業マージンや国内貨物運賃を含んだものとなっている。したがって、これらのデータを基礎にして、推計した各部門に係る投入額の第一次推計値も、商業マージンや国内貨物運賃を含んだ「購入者価格」になっている。

一方で、生産者価格調整（後記5に記載）は、商業マージンや国内貨物運賃を含まない「生産者価格」により、投入額及び産出額を調整する作業である。

そこで、生産者価格調整に対応するため、購入者価格になっている投入額の第一次推計値から商業マージン及び国内貨物運賃に相当する金額を機械的に控除し、生産者価格に変換する。

なお、控除した商業マージン及び国内貨物運賃は、当該列部門と、行部門の商業部門又は運輸部門との交点のセルに暫定的に計上する。

### 4 産出額の推計

産出額は、行部門（産業連関表のヨコ）の内訳額として表章されるものであり、生産された商品が、どの中間需要部門又は最終需要部門に対して販売又は提供されたのかを示すものである。

産出額の推計に用いる主な資料については、別添1(3)記載のとおりであるが、推計作業のおおまかな手順としては、まず、部門別の国内生産額に輸入額を加えたものを「総供給額」とし、これから輸出額を差し引いたものを「国内総供給額」とする。この国内総供給額を、基本分類ごとの商品特性に応じて、各種の需給統計を利用して、各部門（中間需要及び国内最終需要の各部門）に配分する形で推計を行う。

## 5 生産者価格調整

前記3及び4により推計した生産者価格による投入額及び産出額は、それぞれ別々の基礎資料を用い、推計方法も異なっている。そのため、同じセルであっても、投入側から推計した金額と産出側から推計した金額は、当初は一般的に異なっている。そこで、産業連関表のセルの一つ一つについて、列方向から推計した担当者と行方向から推計した担当者が、それぞれの推計した投入額及び産出額について、推計方法の妥当性等の観点から協議し、より妥当性が高いと考えられる金額に一致させるための調整作業を行う。具体的には、列方向の担当者と行方向の担当者が相対し、審査・協議する大規模な会議形式（計数調整会議）により行う。

## 6 購入者価格調整

生産者価格調整により、各セルの生産者価格による金額がほぼ一致した段階で、購入者価格調整を行う。購入者価格調整とは、生産者価格調整を行った各セルの金額に、各行部門の産出構造を参考にして、商業マージン及び国内貨物運賃を配分して<sup>(注4)</sup>、購入者価格評価表を作成する作業である。

また、生産者価格調整は、各セルの金額を、国産品と輸入品とに区分することなく、両者の合計で行うが、購入者価格調整では、商品（行部門）別の輸入額に係る需要先内訳を推計することで、各セルの金額の内数として輸入額についても求める。

なお、生産者価格調整は、行部門及び列部門の担当者が相対して、各セルの取引額を一致させる計数調整会議により行うが、購入者価格調整は、主たる内容が、商業マージン及び国内貨物運賃の配分作業等であることから、生産者価格調整の場合のような大規模な会議の形式はとらない。

(注4) 配分する商業マージン及び国内貨物運賃は、最新のデータに基づいて別途計算したものであり、投入額の第一次推計値から機械的に控除した商業マージン及び国内貨物運賃を、単純に各セルに戻すものではない。前記3(2)のなお書きにおいて、「暫定的に計上する」としているのは、このためである。

## 7 最終調整

生産者価格調整、購入者価格調整の作業が終了した後、最終需要部門計と粗付加価値部門計の金額が一致（すなわち「二面等価」が成立）するよう、最終調整を行い、これにより、生産者価格評価表及び購入者価格評価表を確定する。